

## 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定事務取扱要領

### 1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者（法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です）。

※「破綻金融機関等」とは、預金保険法に規定する破綻金融機関などをいいます。

「破綻金融機関等」のリストは、中小企業庁のホームページに掲載されています。

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_6gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_6gou.htm)

### 2 認定申請手続について

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書（様式第6）に必要な事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

#### ※提出書類

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書 2通
- ② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合) 1通
- ③ 直近の決算書(法人)、確定申告書(個人事業者)の写し 2期分
- ④ 許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合) 1通
- ⑤ 破綻金融機関からの借入金額が確認できる書類 1通  
例) 決算報告書の借入金に関する勘定科目明細書(内訳書)の写し、残高証明書、返済予定表(償還予定表)の写しなど

(2) ①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします(残りの1通は鷹栖町の控えとなります)。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。

(3) 認定書は、有効期間内(30日間)に信用保証協会に提出してください。

#### 【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話； 0166-87-2111 (内線 257) F A X； 0166-87-2850

様式第 6

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項  
第 6 号の規定による認定申請書

鷹栖町長 谷 寿 男 平成 年 月 日

申請者  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、\_\_\_\_\_ (注 1) が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を  
図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となつてい  
ますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 6 号の規定に基づき認定されるようお  
願いします。

記

1 \_\_\_\_\_ に対する借入  
年 月 日から 年 月 日までの \_\_\_\_\_ に対する  
借入額 \_\_\_\_\_ 円

※ (注 1) には、金融機関の名称を記入する。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会  
に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

平成 年 月 日 鷹商第 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

鷹栖町長 谷 寿 男 ㊟